

川越市都市景観に関する規則（案）の概要

平成26年5月

都市計画部 都市景観課

1. 制定の趣旨

本年3月20日に公布されました川越市都市景観条例（平成26年3月20日条例第17号）（以下「条例」といいます。）は、7月1日から全てが施行されます。また、景観法（平成16年6月18日法律第110号）（以下「法」といいます。）に規定される事項も合わせて適用されることとなります。

これらに伴い、法及び条例の施行に関し必要な事項を定めようとするものです。

2. 規則の概要

(1) 景観計画の提案等

法第11条に規定する本市にお住まいの方等が、景観計画の策定又は変更について提案（以下「計画提案」といいます。）を行う際に必要な提案書の様式を定めます。また、計画提案に必要な添付図書又は書類について定めます。

(2) 行為の届出等

法第16条第1項に規定する行為の届出を行う際に必要な届出書等の様式、添付書類等について定めます。また、通常管理行為や軽易な行為等で届出を必要としない行為を定めます。

このほか、法第17条第8項及び第23条第3項（法第32条第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定により、変更命令または原状回復命令等を行うための立入検査及び調査を行う者に必要な身分証明書の様式を定めます。

(3) 景観重要建造物等

法第19条及び第28条に規定する景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等に必要の様式等を定めます。また、法第22条及び第31条の規定による現状変更許可申請に関連する様式について定めます。

(4) 景観協定

法第 8 1 条第 1 項に規定する景観協定を市長から認可を受けるために必要な申請書の様式、添付書類等について定めます。また、法第 8 3 条第 3 項の規定により市長が景観協定区域を明示する時に必要な表示の内容について定めます。

(5) 景観整備機構

法第 9 2 条第 1 項に規定する景観整備機構の指定を受けるために必要な申請書等の様式、添付書類を定めます。

(6) 都市景観形成地域

法第 1 6 条第 1 項及び条例第 1 8 条第 1 項に規定する都市景観形成地域内での行為の届出等に必要の様式、添付書類について定めます。また、軽易な行為等で届出を必要としない行為を定めます。

(7) 都市景観推進団体

条例第 1 9 条第 1 項に規定する都市景観推進団体の指定を受けるために必要な申請書等の様式、添付書類を定めます。また、団体の規約に定める事項のほか、必要に応じて市長が活動報告を求められることを定めます。

(8) 助成

条例第 2 3 条第 1 項に規定する景観重要建造物または景観重要樹木の保存に必要な費用に対する補助金は、予算の範囲内において交付することを定めます。

(9) 都市景観審議会

条例第 2 4 条第 1 項に規定する川越市都市景観審議会並びに同条第 6 項に規定する部会の運営に関し必要な事項を定めます。

(10) その他

上記のほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることとします。

3. 施行期日等

(1) 施行期日

この規則は、平成26年7月1日から施行することとします。

(2) 旧規則廃止

川越市都市景観条例施行規則（平成元年3月31日規則第8号）及び川越市都市景観審議会規則（平成26年3月31日規則第30号）は廃止します。

(3) 経過措置

条例附則第5項の規定によりなお効力を有することとされる事項に関する経過措置を定めようとするものです。

具体的には、川越市都市景観条例施行規則（平成元年3月31日規則第8号）に規定される都市景観重要建築物等指定解除通知に関する事項（旧条例第20条第4項関係）、現状変更行為の届出に関する事項（旧条例第21条第2項関係）、保存助成金の交付に関する事項（旧条例第23条関係）については、この規則の施行後も、なおその効力を有することとします。